○厚生労働省告示第百四十五号

介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令（平成十一年厚生省令第九十一号）附則第二十四条の規定に基づき、平成二十七年度における老人保健施設療養費等確定率を次のように公示する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二十四条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用に係る老人保健施設療養費等確定率（同法第五十六条第二項に規定する老人保健施設療養費等確定率をいう。）は、〇とする。

○厚生労働省告示第百四十六号

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号）第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき、平成二十八年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

平成二十八年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「省令」という。）第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率又は額とする。

区分	率又は額
省令第四条第二項の厚生労働大臣が定める普通調整係数	〇・九六六五四九五八六五四
省令第四条第四項の厚生労働大臣が定める補正係数	一・〇六八三三〇〇九八六
省令第五条第四項の厚生労働大臣が定める一人平均所得額	四十九万八千四百三十七円

○厚生労働省告示第百四十七号

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二百九十二号）第七条第二項の規定に基づき、平成二十九年度に係る中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十条第二項第三号ロ及び同令第二条第一項第三号ロ(1)の支給率は、〇とする。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第百四十八号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十九年四月一日から同年九月三十日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る同項の厚生労働大臣の定める率は、次の表の上欄に掲げる過去勤務期間の年数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

過去勤務期間の年数	率
一年	平成二十九年四月一日から同年九月三十日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合　〇
	平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合　〇
二年	〇
三年	〇
四年	〇
五年	〇・〇二
六年	〇・〇三
七年	〇・〇四
八年	〇・〇五
九年	〇・〇六
一〇年	〇・〇七

○厚生労働省告示第百四十九号

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、平成二十八年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成二十八年四月一日以後平成二十九年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十九年八月一日から平成三十年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成二十九年四月一日以後平成三十年四月一日前に退職した被共済者であって平成三十年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率は、〇とする。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第百五十号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十三条第二項の規定に基づき、平成二十八年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成二十八年四月一日以後平成二十九年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十九年八月一日から平成三十年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成二十九年四月一日以後平成三十年四月一日前に退職した被共済者であって平成三十年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年一パーセントとする。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第百五十一号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三十条第二項第二号イの規定に基づき、平成二十九年度に係る同号イの厚生労働大臣が定める利率は、年〇パーセントとする。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第百五十二号

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）附則第二十八条第三項第一号の規定に基づき、平成二十九年度に係る同号の厚生労働大臣が定める利率は、年〇パーセントとする。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久